

周辺の府県と比べても少なすぎる三重県の災害見舞金

令和3年5月1日現在

	区分	支援法との併給			名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))								財源負担割合				制度の開始時期			
		①	②	③				全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2 市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村				
17	岐阜県	○	○	○	○ (中規模半壊・賃借のみ)	○	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	○	県内又は隣接県内で支援法が適用された災害及び知事が特に必要と認めた災害	300	300	300	250	100	50	30	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H16.12.16	
18	静岡県		○	○	-	○	被災者自立生活再建支援事業費助成	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	100	-	-	-	○	-	-	-	H11.11.12	
19	愛知県		○	○	-	○	愛知県被災者生活再建支援事業費補助金	○	支援法による支援の対象とならない規模の災害(市町村が被災者に被災者生活再建支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し補助金を交付する)	300	300	300	250	100	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H30.4.1
		○	○	○	○	○	災害見舞金	○	1. 災害救助法が適用されたとき 2. 被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。 ②350世帯以上の住家滅失。 ③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	5	1	-	○	-	-	-	S57	
20	三重県	○	○		-	○	三重県災害見舞金	○	被災者生活再建支援法適用災害	10	-	-	-	-	5	2	-	○	-	-	-	H29.10.22	
21	滋賀県	○	○	○	○	○	被災者に対する災害見舞金	○	一の市町において全壊(焼)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	3	2	-	○	-	-	-	S40.8.1	
		○	○	○	-	○	滋賀県被災者生活再建支援制度	○	1. 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 2. その他知事と被災市長の協議により対象とした自然災害	300	300	-	250	135	110	50	-	-	-	県:2/3 市町村:1/3	被災地域	H28.4.1	
22	京都府	○			○	○	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金	○	・府内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害等 ・①かつ②に該当する自然災害 ①いずれかの都道府県で支援法が適用された自然災害 ②府内において支援法の適用基準の概ね3分の1以上の被害	150	-	-	100	-	150	50	一部損壊 50	-	-	府: 2/3 市町村:1/3		H26.11.14	
			○		-				300	-	-	250	-	150	50	一部損壊 50							